

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

〒399- [REDACTED]

長野県駒ヶ根市 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に関わる高い公共性があり、現在の地方公共団体の財政難のなか、電波利用料減免措置の廃止が現実となれば、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。消防は地域住民にとって必要不可欠な行政サービスであり、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは地域住民であることから、現行の特例処置を継続していただきたい。

また、現在消防は市、県の枠を越えた活動も増えており、当本部も緊急消防援助隊に登録され、有事の際は他県への応援出動も行っていることから、無線利用に国、都道府県、市町村の区別は考えにくい。

以上のことから、地方公共団体の電波利用料減免措置の特例を継続していただきたく、意見を提出させていただきます。